

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第 3 2 条の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第 2 条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令または労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項の規定に基づく協定がある場合には、法令または当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、職員から申し出があるときは、その全部または一部をその者の預金口座への振り込みによる方法により支払うことができる。

3 いかなる給与も理事長が定める規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。

(給与の種類)

第 3 条 給与は、給料および手当とする。

2 手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当とする。

(給料)

第 4 条 給料は、公立大学法人滋賀県立大学職員の勤務時間、休日および休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬をいう。

(給料表の種類)

第 5 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第 1）

(2) 一般職給料表（別表第 2）

(3) 技能労務職給料表（別表第 3）

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第 4）に定めるとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付けし、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給)

第 6 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格および降格)

第 7 条 職員の昇格および降格は、理事長が定める基準による。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

(昇給)

第 8 条 職員の昇給は、1 月 1 日に、同日前 1 年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55 歳（技能労務職給料表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）の末日を超えて在職する職員の昇給は、第 1 項に規

定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給)

第9条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下この条において「給与期間」という。）について、その月の月額を毎月1回21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日または土曜日に当たるときは、その日前において最も近い祝日法による休日、日曜日または土曜日でない日を支給日とする。

- 2 期末手当および勤勉手当の支給日は次の各号に定める日とする。ただしその支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
 - (1) 6月に支給するもの 6月30日
 - (2) 12月に支給するもの 12月10日
- 3 給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。
- 4 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
- 5 入試手当は、入試業務が終了した日が属する給与期間の次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情によりその日に支給できないときは、その日後に支給する。
- 6 職員がその者またはその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によって支給する。

(給料の日割計算)

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日（勤務時間規程第4条に規定する「週休日」をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 第1項または第2項に規定するもののほか給料を日割りによって支給する場合については、理事長が別に定める。

(給料の調整額)

第11条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額の調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理または監督の地位にある別表第5に掲げる者（以下「管理職員」という。）に対し、その職の特殊性に基づき、その区分に応じて理事長が定める額を支給する。

- 2 前項の理事長が定める額は、管理職員の属する職務における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。
- 3 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第32条第1項に該当し理事長の承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、管理職手当は支給しない。

(初任給調整手当)

第13条 初任給調整手当は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が指定するものに対し、月額50,300円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごと

にその額を減じて支給する。

- 2 初任給調整手当の支給される職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子および孫
- (3) 60歳以上の父母および祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害を有する者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号または第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、または死亡したした場合においてはそれぞれの者が退職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合または職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第16条 地域手当は、法人の存する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、給料、管理職手当および扶養手当の月額合計額に100分の7.5を

乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額9,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人から宿舍を貸与されている職員その他理事長が定める職員を除く。）
 - (2) 第19条第1項または第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が貸与する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額および第2号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,000円を控除した額
 - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を14,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）または自転車その他理事長が定める交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車または自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車または自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車もしくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて別表第6に定める額（自動車の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - イ 自転車等を使用する場合 その使用距離に応じて別表第7に定める額（自転車等の駐車のための施設で理事長が定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に1,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を加算した額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を利用せず、かつ、自動車または自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の使用距離、自動車または自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号アもしくはイに定める額
- 3 就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動

の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、採用の事情等を考慮して理事長が定める者であった者から引き続き職員 職員就業規則の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に該当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
 - 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
 - 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
 - 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車または自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
 - 8 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

- 第19条 単身赴任手当は、就業場所を異にする異動または就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
 - 3 この規程の適用を新たに受けることとなった職員が、採用に伴い住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（入試手当）

- 第19条の2 入試手当は、職員就業規則第2条第2項に定める教員が別表第7の2の区分欄に掲げる委員等を務め入試業務に従事した場合に、委員等の区分に応じ手当額欄に掲げる額を支

給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で委員等を辞任した場合および任期の途中から委員等に就任した場合の入試手当の額は、在任期間に応じて別表第7の2の手当額欄に掲げる額を月割りで算定した額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

（給与の減額）

- 第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第6条の2に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）、祝日法による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 職員が承認を得ないで勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合においてその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 3 前項の承認の基準は、理事長が別に定める。
- 4 第1項の規定により減額すべき給与額は、その月の翌月以降の給与から差し引くものとする。

（時間外勤務手当）

- 第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。）における勤務100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務100分135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第4条第1項および第6条の規定による週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する理事長が定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間外にした勤務の時間100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2）割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間100分の50

- 4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、労使協定により、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（1）正規の勤務時間外にした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額

（2）割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額

（休日勤務手当）

第22条 祝日法による休日および年末年始の休日（以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日等における勤務時間規程第8条の規定（以下「休日の振替に関する規定」という。）に基づき、正規の勤務時間において勤務することを要しないこととされる時間に相当する時間を除く。）、休日の振替に関する規定に基づき正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間（休日等における正規の勤務時間に相当する時間に限る。）において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じたものを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に1年間の祝日法による休日（週休日である土曜日を除く。）および年末年始の休日（週休日を除く。）の数の合計を乗じて得られる時間数を減じたもので除した額とする。

- 2 前項の額の算定において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げる。

（管理職員特別勤務手当）

第25条 管理職員特別勤務手当は、第12条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時または緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日または休日等（その日に特に勤務を命ぜられて、休日の振替に関する規定により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、前二項の規定による勤務1回につき、職員の区分に応じて別表第8に定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

第26条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第10条第2項各号に定める日（以下次条および第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条の規定により解雇され、または死亡した職員（第33条第9項の規定の適用を受ける職員および理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（第30条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあ

るのは「100分の70」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 職務の複雑、困難および責任の度等を考慮して各給料表ごとに理事長が定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める管理または監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を前項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第45条第1項第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第25条の規定により解雇された職員（同条第1項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名および同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 第2項の規定による一時差止処分を受けた者は、別に定めるところにより異議申立てをすることができる。
- 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し提訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末

手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前各号に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、もしくは解雇され、または死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の別表第9に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「期間率」という。）に理事長が定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは解雇され、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第5項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（それぞれ基準日の属する月の第9条第2項各号に定める日（以下この条および次条において同じ。））」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第30条 第21条から第23条までの規定は、第12条第1項の適用を受ける職員には適用しない。

2 第13条から第15条までおよび第17条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第31条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当および勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職者の給与)

第32条 職員が業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由により該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。（刑事事件起訴）

5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号または第4号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。（研修等）

6 職員が職員就業規則第16条第1項第5号に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上災害または通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給するこ

とができる。(水難行方不明)

- 7 職員就業規則第16条第1項第6号の規定の適用を受け休職にされた場合で、理事長が必要と認めるときは、理事長が必要と認める期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。(特別事由休職)
- 8 休職中の職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項、第5項および第6項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、もしくは職員就業規則第25条第1項第1号(被後見人等該当)に該当して解雇され、または死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条および第28条の規定を準用する。この場合において第27条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第9項」と読み替えるものとする。

(委任)

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において滋賀県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項第1号に規定する大学教育職給料表(以下「旧表」という。)の適用を受けていた者であつて、公立大学法人滋賀県立大学への職員の引継ぎに関する条例(平成18年滋賀県条例第9号)により引き続き法人の職員となった者(以下「移行教員」という。)の給料表は、別に辞令を発せられない限り、教育職給料表(以下「新表」という。)を適用するものとする。
この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた旧表の職務の級が1級である者は新表1級、旧表の職務の級が2級である者は新表2級、旧表の職務の級が3級である者は新表3級、旧表の職務の級が4級である者は新表4級とし、号給は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日に受けていた旧表の号給および当該号給の発令を受けた日から施行日の前日までの期間(理事長の定める職員にあつては、理事長の定める期間。)に応じて別表第1に定める対応の号給とする。
- 3 施行日の前日において旧表の職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた移行教員にあつては、対応する新表の職務の級の最高の号給とする。ただし、旧表4級であつて別表第2に掲げる給料月額を受けていた者については、当該給料月額の発令を受けた日から施行日の前日までの期間に応じて同表に定める対応の号給とする。
- 4 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号。以下「派遣条例」という。)第2条第1項第2号の規定により法人に派遣となった者(以下「派遣職員」という。)の施行日における給料表の適用は、第5条第1項第1号に規定する一般職給料表を滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第3号に規定する行政職給料表と、第5条第1項第3号に規定する技能労務職員給料表を滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和32年滋賀県規則第37号。以下「技能労務職員規則」という。)第4条に規定する技能労務職員給料表とみなして、給与条例または技能労務職員規則に定める給料の切り替えに準じて、職務の級および号給を定める。
- 5 移行教員のうちその者の受ける給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額)が施行日の前日において受けていた給料月額(平成21年12月1日施行の新規程において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。))にあつては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあつては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額(平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては平成27年3月31日に受けていた給料月額)のほか、その差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の1を乗じて得た額(その額が10,000円を超える場合にあつては、10,000円とする。)を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額に3分の2を乗じて得た額(その額が20,000円を超える場合にあつては、20,000円とする。)をそれぞれ減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする

。)を給料として支給する。

- 6 施行日において派遣条例により同日派遣された派遣職員のうちその者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（平成21年12月1日施行の新規において、別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が別表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては平成27年3月31日に受けていた給料月額）のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。
- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第11条第2項および第26条第5項（第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第11条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と付則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」と、第26条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と付則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 施行日の前日までに、学校職員給与条例、給与条例または技能労務職員規則の規定により認定されていた移行教員および派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。
- 10 平成22年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
(地域手当に関する特例)
- 11 当分の間、第16条中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

別表

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
技能労務職給料表	(1)	1号給から72号給まで
	(2)	1号給から16号給まで

付 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての改正後の第12条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「管理職員の給料月額と平成18年4月1日付則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

付 則

- 1 この規程は、理事長が別に定める日から施行する。
- 2 この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の第29条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 4 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程（第29条第2項の改正規定を除く。）による改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、新規程の規定による当該適用または異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成20年3月31日までの間において、新規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず旧規程の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から新規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成20年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

- 6 平成20年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第29条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とする。

（給与の内払）

- 7 改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 付則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（第24条関係）

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。（別表第4の2、別表第5関係）

付 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第26条第2項および第3項ならびに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

付 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置)
2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項第2号中「2, 200円」とあるのは「3, 400円」と、同項第4号中「1, 100円」とあるのは「1, 700円」とする。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年5月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年1月6日から施行し、第13条の規定および別表第1から別表第3までは平成26年4月1日、第29条の規定は平成26年12月1日、別表第6は平成27年1月1日から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における規程(平成18年4月1日施行)付則第5項および第6項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、「職員で」とあるのは「職員であって、規程(平成18年4月1日施行)付則第5項および第6項の規定の適用を受けるもので」と、「給料月額に」とあるのは「平成27年3月31日において受けていた給料月額と付則第5項および第6項の規定による給料の額との合計額に」とする。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条中「100分の7.5」とあるのは「100分の7.5を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。
- 5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

別表第1から別表第3 (別紙)

別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表

1 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	(1) 助手の職務 (2) 助教の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	教授の職務

2 一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	主事の職務
2級	(1) 主任主事の職務 (2) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	(1) 副主幹または主査の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事の職務
4級	(1) 主幹の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う副主幹または主査の業務
5級	(1) 副参事の職務 (2) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主幹の職務
6級	(1) グループ統括の職務 (2) 参事の職務 (3) 困難な業務を行う副参事の職務
7級	事務局次長の職務
8級	理事長が別に定めるものの職務

3 技能労務職給料表級別職務表

職務の級	標準職務
(1)	(1) 技術員の職務 (2) 船舶運転技術員の職務
(2)	技師の職務

別表第5 (第12条関係) 管理職手当支給職表

管理職手当を支給する職	区分
事務局次長	第一種
グループ統括 (理事長の定めるグループ統括の職に限る。)	第二種
グループ統括 (理事長の定めるグループ統括の職を除く。) 、および学部長	第三種
理事長が別に定めるものの職	第四種

別表第6（第18条関係）自動車を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	3, 900円
5 km以上 10 km未満	5, 700円
10 km以上 14 km未満	8, 100円
14 km以上 18 km未満	10, 500円
18 km以上 22 km未満	12, 900円
22 km以上 26 km未満	15, 300円
26 km以上 30 km未満	17, 700円
30 km以上 34 km未満	20, 100円
34 km以上 38 km未満	22, 500円
38 km以上 42 km未満	24, 400円
42 km以上 46 km未満	25, 900円
46 km以上 50 km未満	27, 400円
50 km以上 54 km未満	28, 900円
54 km以上 58 km未満	30, 400円
58 km以上 62 km未満	31, 600円
62 km以上	32, 800円

別表第7（第18条関係）自転車等を使用する場合の通勤手当額

使用距離（片道）	手当額
5 km未満	2, 500円
5 km以上 10 km未満	4, 600円
10 km以上 15 km未満	7, 000円
15 km以上 20 km未満	9, 400円
20 km以上 25 km未満	11, 800円
25 km以上 30 km未満	14, 200円
30 km以上	16, 600円

別表第7の2（第19条の2関係）入試手当額表

区 分		手当額
一般 選抜	主任出題委員（数学・理科・英語・国語）	80, 000円
	出題・採点委員	60, 000円
	出題・採点委員（小論文）	30, 000円
	出題・採点委員（実技）	15, 000円
	採点委員（点検委員含）	8, 000円
	採点補助員	5, 000円
	面接委員	8, 000円
特別 選抜	出題・採点委員	20, 000円
	出題・採点委員（実技）	10, 000円
	採点委員	5, 000円
	点検委員	8, 000円
	面接委員	8, 000円
大学 入試 セン ター 試験	試験実施本部員	従事時間数に応じ、独立行政法人大学入試センターが規定する基準額を基に予算で定める額
	試験監督者	
	監督補助員	

別表第8（第25条関係）管理職員特別勤務手当適用表

1 週休日等における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき	6時間を超える勤務1回につき
第一種	10,000円	15,000円
第二種または第三種	6,000円	9,000円
第四種	4,000円	6,000円

2 週休日等以外の日における勤務

管理職手当の支給区分	勤務1回につき
第一種	5,000円
第二種または第三種	3,000円
第四種	2,000円

別表第9（第29条関係）勤勉手当の勤務期間の期間率表

勤務期間	期間率
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	207,000	267,500	315,300	401,900
	2	209,200	270,500	318,300	404,200
	3	211,400	273,400	321,500	406,600
	4	213,600	276,200	324,600	409,100
	5	215,700	279,100	328,000	411,500
	6	217,900	281,600	330,800	414,000
	7	220,100	283,900	333,700	416,400
	8	222,200	286,300	336,600	418,900
	9	224,500	289,100	339,600	420,900
	10	226,900	291,600	342,800	423,400
	11	229,300	294,200	346,000	425,800
	12	231,700	296,800	349,300	428,200
	13	234,000	299,300	352,400	429,900
	14	236,400	301,500	354,700	432,100
	15	238,800	303,700	357,200	434,400
	16	241,200	305,800	359,800	436,700
	17	243,300	308,100	362,500	439,000
	18	246,400	310,300	364,700	441,400
	19	249,500	312,500	367,000	443,700
	20	252,600	314,700	369,200	446,100
	21	255,500	316,800	371,300	448,300
	22	258,500	319,600	373,400	450,600
	23	261,400	322,300	375,500	453,000
	24	264,300	325,100	377,600	455,300
	25	267,100	327,400	379,500	457,300
	26	269,700	329,700	381,300	459,500
	27	272,300	332,100	383,200	461,600
	28	275,100	334,600	385,100	463,800
	29	278,000	337,000	387,100	465,900
	30	280,400	339,200	388,800	468,200
	31	282,800	341,400	390,500	470,400
	32	285,200	343,500	392,200	472,500
	33	287,800	345,700	394,000	474,400
	34	290,200	348,000	395,800	476,500
	35	292,800	350,300	397,400	478,800
	36	295,200	352,500	399,200	481,000
	37	297,800	354,500	400,500	483,100
	38	299,500	356,500	402,200	485,100
	39	301,400	358,600	403,800	487,000
	40	303,300	360,500	405,400	488,900
	41	305,200	362,500	406,700	490,900
	42	306,300	364,400	408,300	492,800
	43	307,300	366,200	409,800	494,600
	44	308,200	368,000	411,400	496,500
	45	309,200	370,000	412,800	498,400
	46	310,400	371,800	414,400	500,200
	47	311,600	373,400	415,900	502,000
	48	312,700	375,200	417,500	503,900
	49	313,700	377,100	418,900	505,600
	50	314,800	378,800	420,200	507,300
	51	315,800	380,600	421,500	509,100
	52	316,800	382,300	422,800	511,000
	53	318,000	383,600	423,500	512,600
	54	319,000	385,100	424,500	514,200
	55	320,100	386,500	425,400	515,900
	56	321,100	388,100	426,300	517,500
	57	322,200	389,500	427,200	519,100
	58	323,300	390,900	428,100	520,400
	59	324,400	392,300	429,000	521,700
	60	325,400	393,800	429,900	522,900
	61	326,500	395,100	430,800	524,100
	62	327,500	396,500	431,700	525,100
	63	328,600	398,000	432,700	526,100
	64	329,700	399,500	433,800	527,100
再雇 用職 員以 外の 職員	65	330,600	400,500	434,700	527,700
	66	331,700	401,600	435,700	528,600
	67	332,700	402,600	436,700	529,500
	68	333,800	403,700	437,600	530,400

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	69	334,700	404,700	438,600	531,300
	70	335,800	405,600	439,600	532,100
	71	336,800	406,400	440,600	532,800
	72	337,900	407,200	441,600	533,300
	73	338,500	408,000	442,600	534,000
	74	339,500	408,900	443,500	534,500
	75	340,500	409,700	444,400	535,300
	76	341,500	410,500	445,400	535,900
	77	342,500	411,200	446,200	536,400
	78	343,500	411,600	446,700	
	79	344,500	411,900	447,400	
	80	345,400	412,200	448,000	
	81	346,400	412,500	448,800	
	82	347,400	412,800	449,500	
	83	348,400	413,100	449,800	
	84	349,400	413,400	450,400	
	85	350,000	413,700	450,800	
	86	350,600	414,000	451,100	
	87	351,200	414,300	451,400	
	88	351,800	414,600	451,700	
	89	352,400	414,800	452,000	
	90	352,800	415,100		
	91	353,200	415,400		
	92	353,700	415,700		
	93	354,200	415,900		
	94	354,600	416,200		
	95	355,100	416,500		
	96	355,600	416,800		
	97	356,200	417,000		
	98	356,700	417,300		
	99	357,100	417,600		
	100	357,600	417,800		
	101	358,000	418,000		
	102	358,500	418,300		
	103	358,900	418,600		
	104	359,400	418,800		
	105	359,900	419,000		
	106	360,300			
	107	360,800			
	108	361,300			
	109	361,700			
	110	362,200			
	111	362,700			
	112	363,100			
	113	363,500			
	114	363,900			
	115	364,400			
	116	364,800			
	117	365,200			
	118	365,600			
	119	366,100			
	120	366,500			
	121	366,800			
	122	367,200			
	123	367,700			
	124	368,000			
	125	368,400			
	126	368,900			
	127	369,400			
	128	369,800			
	129	370,200			
再雇用 職員		280,400	291,500	313,400	397,400

注 この表は、教授、准教授、講師、助教および助手に適用する。

別表第2 (第5条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
再雇 用職 員以 外の 職員	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			
	94		292,500	340,300					
	95		292,900	340,800					
	96		293,300	341,200					
	97		293,500	341,300					
	98		293,800	341,800					
	99		294,200	342,200					
	100		294,600	342,500					
	101		294,800	342,800					
	102		295,100	343,200					
	103		295,500	343,600					
	104		295,800	344,000					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再雇 用職 員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600

注 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)
技能労務職給料表

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
	円	円
1	123,900	198,700
2	124,800	200,000
3	125,800	201,300
4	126,700	202,600
5	127,700	208,600
6	128,700	210,400
7	129,700	212,100
8	130,700	213,900
9	131,500	215,600
10	132,500	217,300
11	133,500	219,000
12	134,600	220,600
13	135,400	222,200
14	136,400	223,900
15	137,400	225,600
16	138,400	227,200
17	139,500	228,700
18	140,700	230,300
19	141,900	231,800
20	143,100	233,200
21	144,200	234,600
22	145,400	235,800
23	146,600	237,000
24	147,800	238,300
25	149,000	239,600
26	150,500	241,000
27	152,000	242,300
28	153,500	243,600
29	154,900	244,600
30	156,400	246,100
31	157,900	247,700
32	159,400	249,200
33	160,900	256,400
34	162,700	258,300
35	164,500	260,200
36	166,300	261,900
37	168,100	263,900
38	169,800	265,800
39	171,500	267,600
40	173,200	269,500
41	174,200	271,200
42	175,900	273,100
43	177,600	275,000
44	179,300	276,800
45	180,800	278,500
46	182,600	280,400
47	184,400	282,200
48	186,100	284,100
49	187,700	285,800
50	189,200	287,500
51	190,700	289,300
52	192,200	291,100
53	193,500	292,800
54	194,800	294,500
55	196,100	296,200
56	197,400	297,800
57	198,700	299,500
58	200,000	301,200
59	201,300	302,800
60	202,600	304,500
61	208,600	305,700
62	210,400	307,200
63	212,100	308,800

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
64	213,900	310,400
65	215,600	312,000
66	217,300	313,600
67	219,000	315,200
68	220,600	316,700
69	222,200	318,200
70	223,900	319,400
71	225,600	320,600
72	227,200	321,800
73	228,700	322,500
74	230,300	323,400
75	231,800	324,200
76	233,200	325,000
77	234,600	325,900
78	235,800	326,300
79	237,000	327,000
80	238,300	327,800
81	239,600	328,600
82	241,000	329,300
83	242,300	330,000
84	243,600	330,700
85	244,600	331,200
86	246,100	331,800
87	247,700	332,300
88	249,200	332,900
89	256,400	333,200
90	258,300	333,700
91	260,200	334,100
92	261,900	334,600
93	263,900	345,900
94	265,800	347,300
95	267,600	348,800
96	269,500	350,300
97	271,200	351,900
98	273,100	352,700
99	275,000	353,900
100	276,800	354,900
101	278,500	355,800
102	280,400	356,900
103	282,200	357,800
104	284,100	358,900
105	285,800	359,800
106	287,500	360,500
107	289,300	361,200
108	291,100	361,900
109	292,800	362,300
110	294,500	362,900
111	296,200	363,600
112	297,800	364,300
113	299,500	364,600
114	301,200	365,300
115	302,800	366,000
116	304,500	366,700
117	305,700	367,000
118	307,200	367,600
119	308,800	368,300
120	310,400	368,900
121	312,000	369,200
122	313,600	369,800
123	315,200	370,500
124	316,700	371,100
125	318,200	371,500
126	319,400	372,000
127	320,600	372,600
128	321,800	373,100

号給	(1)	(2)
	給料月額	給料月額
129	322,500	373,600
130	323,400	374,200
131	324,200	374,700
132	325,000	375,000
133	325,900	375,400
134	326,300	375,900
135	327,000	376,300
136	327,800	376,700
137	328,600	377,100
138	329,300	377,600
139	330,000	378,000
140	330,700	378,400
141	331,200	378,700
142	331,800	
143	332,300	
144	332,900	
145	333,200	
146	333,700	
147	334,100	
148	334,600	
149	335,000	
150	335,500	
151	336,000	
152	336,500	
再雇用職員	220,900	

注 この表の(1)欄は技術員または船舶運転技術員に、
(2)欄は技師に適用する。